

物品貸出のルール

【貸出を希望する場合】

貸出しをする 1 か月前～2 週間前の間に、①物品借用書と②申請者の身分証明書の写しを各事業所に提出してください。

*物品借用書及び身分証明書の写しは、法人の個人情報保護規程に則って適切に管理します。

【貸出物品について】

- ・ 貸出物品は、貸出物品一覧にあるものです。
- ・ 使用料は無料です。
- ・ 貸出対象は、大田区に居住する個人か大田区に拠点を持つ団体です。
- ・ 貸出物品を使える場所は、大田区内に限ります。

【注意事項】

- ・ 物品借用書に記載した期限を超えて貸出は出来ません。延長したい場合は、借用の再申請をしてください。
- ・ 転貸はできません。
- ・ 貸出物品は、定められた場所から搬出し、同じ場所に返却をお願いします。また貸出時の状態に復帰(清掃等)して返却をお願いします。
- ・ 貸出物品を無くしたり壊したときは、弁償をお願いします。
- ・ 貸出物品使用中、搬送中の事故、盗難については、申請者の責任になります。

